

● 共済掛金例 (平成28年4月現在)

<環境保全プラン>

・ 傷害保障

(共済期間1年)

共済金額	活動1日あたりの平均被共済者数	共済掛金 (活動1日・1人あたり)
死亡共済金額300万円 部位・症状別治療共済金額3,000円	10~99人	24円
	100~499人	24円
	500~999人	21円
	1,000人以上	18円

*上記以外の共済金額を設定することもできます。その場合の共済掛金等につきましては、JAへおたずねください。

・ 賠償保障

(共済期間1年)

共済金額	共済掛金 (活動1日・1人あたり)
共済金額5,000万円	12円

*賠償保障の共済金額は5,000万円のみを設定となります。

<営農プラン>

(共済期間1年)

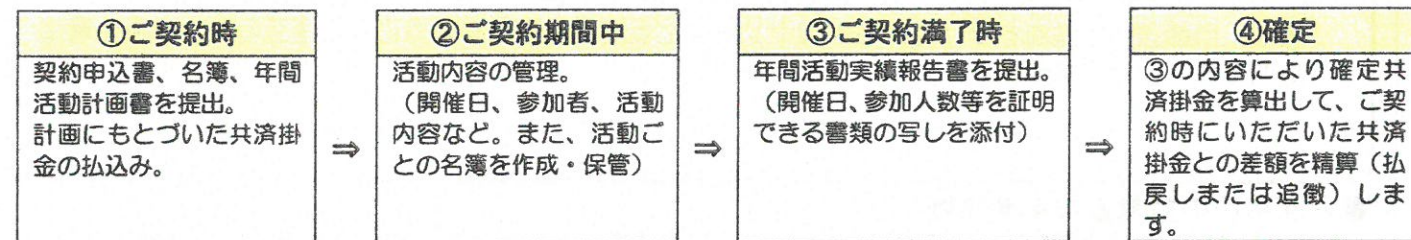
タイプ	共済金額	共済掛金 (記名被共済者1人あたり) ※記名被共済者数10~99人の場合
本人のみ保障タイプ	死亡共済金額300万円	4,770円
家族保障タイプ	部位・症状別治療共済金額3,000円	12,390円

*上記以外の共済金額を設定することもできます。その場合の共済掛金等につきましては、JAへおたずねください。

(注) 記名被共済者の年齢によって、ご加入いただける共済金額の限度額が異なります。

【環境保全プランのご契約などの流れについて】

環境保全プランにつきましては、ご契約時に活動参加予定人数に基づいた共済掛金を払込みいただき、ご契約期間満了後に、実際の参加人数に基づいて算出した共済掛金との差額を精算させていただきます。



※営農プランにつきましては、ご契約満了時の報告書の提出や共済掛金の精算はございません。

【ご注意】

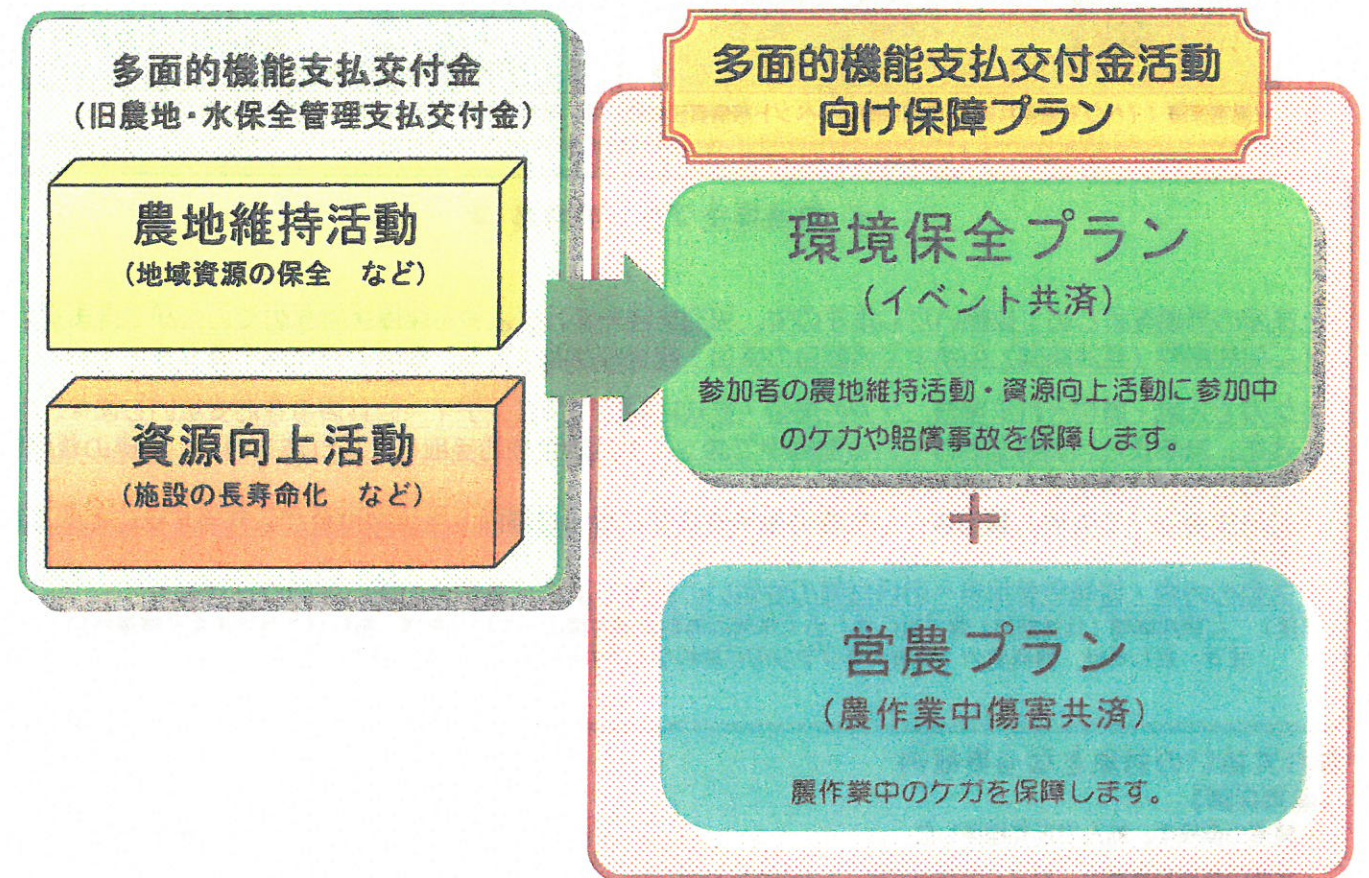
- ご契約にあたっては、イベント共済につきましてはご契約のしおり・約款(「普通傷害共済約款」、「賠償責任共済約款」)、農作業中傷害共済につきましてはご契約のしおり・約款(「普通傷害共済約款」)・重要事項説明書(契約概要・注意喚起情報)を必ずご確認ください。

本ご案内に記載しております各プランの詳細な内容につきましては、お近くのJA(共済担当窓口)までお問い合わせください。

多面的機能支払交付金活動向け保障プランのご案内

～ 活動組織、広域活動組織のみなさまが安心して活動していただくために ～

JA共済では保障面から「多面的機能支払交付金」事業にかかる活動をサポートするため、活動組織、広域活動組織向けの保障プランを作成しました。この機会に是非ご加入をご検討ください。



- 環境保全プランは、「多面的機能支払交付金」事業に基づく活動組織、広域活動組織の構成員が、農地維持活動・資源向上活動に参加した際のケガや賠償事故を保障する仕組みです。
傷害保障と賠償保障のセットでのご加入により、安心の幅が広がります。
- 営農プランは、農業者ご本人(記名被共済者)またはそのご家族や雇用されている方の農作業の際のケガを保障する仕組みです。
活動組織、広域活動組織の構成員の方等の営農活動の保障として、あわせてご提案します。

環境保全プラン

●環境保全プランの内容

環境保全プラン（イベント共済）は、多面的機能支払交付金事業に基づく活動組織、広域活動組織の構成員が、農地維持活動・資源向上活動に参加した際のケガや賠償事故を保障する仕組みです。傷害保障（イベント傷害共済）と賠償保障（イベント賠償責任共済）のセットでのご加入により、安心の幅が広がります。

環境保全プラン（イベント共済）

傷害保障 （イベント傷害共済）

活動組織、広域活動組織の構成員が農地維持活動・資源向上活動に参加中、ケガをされた場合に共済金をお支払いする仕組みです。

賠償保障 （イベント賠償責任共済）

活動組織、広域活動組織の構成員が農地維持活動・資源向上活動に参加中、他人にケガをさせたり、他人の物を壊してしまったことにより、損害賠償責任を負担する場合に共済金をお支払いする仕組みです。

※傷害保障（イベント傷害共済）、賠償保障（イベント賠償責任共済）は、それぞれ単独でご加入いただくこともできます。

《 環境保全プランの特長 》

- ・年間の活動をまとめて保障いたしますので、契約手続き漏れによる未保障状態を防ぐことができます！
 - ・ご契約期間（共済期間）の途中で活動日の追加・変更等があっても、都度の通知は不要です！（注）
 - ・ケガで入院・通院された場合、ケガの部位・症状に応じてスピーディーに共済金をお支払いします。また、治療または施術を受けている期間中であっても共済金をお受取りになれますので、当座の費用にあてることができます！（傷害保障の場合）
 - ・共済掛金は「その他」費用等として農地維持支払交付金・資源向上支払交付金から充当することができます！
 - ・活動の内容・種類や参加者への日当等の支払いの有無による共済掛金の違いはありません！
- （注）ご契約期間（共済期間）満了後にまとめて年間の活動実績を提出していただき、あわせて共済掛金を精算させていただきます。詳しくは、最終面の【環境保全プランのご契約などの流れについて】をご参照ください。

●お支払いの対象となる事故例

【傷害保障】

- ・農道の点検中、転んで足を捻挫した。
- ・ため池の泥上げ作業中、転んで足を骨折した。
- ・水路の草刈り作業中、カマで手を切った。

【賠償保障】

- ・事務局が設置・管理するテントが倒れ通行人にケガをさせた。
- ・水路の草刈り作業中、カマで他の参加者にケガをさせた。
- ・農道の砂利の補充中、誤って砂利をはねさせてしまい、近くに駐車中の他人が所有している車にキズをつけた。

●お支払例（死亡共済金額 300 万円、部位・症状別治療共済金額 3,000 円、賠償共済金額 5,000 万円の場合）

傷害保障	死亡のとき	災害にあわれた日より 200 日以内に死亡されたとき	300 万円
	後遺障害のとき	災害にあわれた日より 200 日以内に後遺障害（第 1 級～10 級）の状態になられたとき	15 万円～300 万円
	重度後遺障害のとき	災害にあわれた日より 200 日以内に重度後遺障害の状態になられたとき ※災害にあわれた日から 30 日以内に死亡された場合はお支払いの対象とはなりません。	30 万円または 60 万円
	治療または施術を受けたとき	災害にあわれた日より 200 日以内に入院または 5 日以上通院されたとき 災害にあわれた日より 200 日以内に入院せず、5 日未満の通院で治療または施術が完了したとき ※ケガの部位・症状によりお支払額が異なります。	1.5 万円～36 万円（※） 6,000 円
賠償保障		最高 5,000 万円まで保障 ※免責金額（自己負担額）1,000 円	

（注）いずれも約款上のお支払事由に該当した場合に限ります。

営農プラン

●営農プランの内容

営農プラン（農作業中傷害共済）は、農業者ご本人（記名被共済者）またはそのご家族や雇用されている方の農作業の際のケガを保障する仕組みです。

（注）年齢や健康状態等によっては、ご契約いただけないことがあります。

・被共済者の範囲について

営農プランでは、被共済者（保障の対象となる方）の範囲について、営農活動に従事する方の範囲に応じて、本人のみ保障タイプ、家族保障タイプの 2 つのタイプからお選びいただけます。構成員の状況に応じて最適なタイプをお選びください。

＜本人のみ保障タイプ・家族保障タイプの被共済者の範囲＞

タイプ	農業者ご本人 （記名被共済者）	農業者（記名被共済者） の配偶者・親族	農業者（記名被共済者） の雇用されている方
本人のみ保障タイプ ※1	○	×	×
家族保障タイプ	○	○ ※2・※3	○ ※2・※3

- ※1 本人のみ保障タイプについては、記名被共済者限定特約が付加されます。なお、本人のみ保障タイプについては保障範囲が限定されるため、家族保障タイプに比べて共済掛金がお安くなっております。
- ※2 農業者（記名被共済者）の配偶者・親族および雇用されている方につきましては、農業者ご本人の農作業に従事するケガだけが保障の対象となります。なお、農業者ご本人が集落営農に参加している場合、当該集落営農にかかる農作業は農業者ご本人の農作業として取扱います。
- ※3 農業者（記名被共済者）の配偶者・親族および雇用されている方が 100 歳以上の場合は、被共済者（保障の対象）とはなりません。

《 営農プランの特長 》

- ・農作業従事者の数に応じてご契約タイプ（本人のみ保障タイプ・家族保障タイプ）の選択ができます！
- ・ケガで入院・通院された場合、ケガの部位・症状に応じてスピーディーに共済金をお支払いします。また、治療または施術を受けている期間中であっても共済金をお受取りになれますので、当座の費用にあてることができます！

●お支払いの対象となる事故例

- ・草刈り作業中、草刈機が巻き上げた石でケガをした。
- ・農作業中、他の作業者が運転するトラクターにはねられた。
- ・果樹採取中に脚立から転落してケガをした。
- ・自宅から農作業場へ向かう際、転倒してケガをした。

☞ 営農プランでは、住居と農作業場との往復中、住居または農作業場と集荷場との往復中、生産物の出荷作業中、農作業用の資材運搬中のケガも保障の対象となります。

●お支払例（死亡共済金額 300 万円、部位・症状別治療共済金額 3,000 円の場合）

傷害保障	死亡のとき	災害にあわれた日より 200 日以内に死亡されたとき	300 万円
	後遺障害のとき	災害にあわれた日より 200 日以内に後遺障害（第 1 級～10 級）の状態になられたとき	15 万円～300 万円
	重度後遺障害のとき	災害にあわれた日より 200 日以内に重度後遺障害の状態になられたとき ※災害にあわれた日から 30 日以内に死亡された場合はお支払いの対象とはなりません。	30 万円または 60 万円
	治療または施術を受けたとき	災害にあわれた日より 200 日以内に入院または 5 日以上通院されたとき 災害にあわれた日より 200 日以内に入院せず、5 日未満の通院で治療または施術が完了したとき ※ケガの部位・症状によりお支払額が異なります。	1.5 万円～36 万円（※） 6,000 円

（注）いずれも約款上のお支払事由に該当した場合に限ります。